

1. 学校の現状とスクールソーシャルワーカーの活動

(1) 学校へのソーシャルワークの導入

学校へのソーシャルワーク（以下、SW）の導入は 2008 年度の文部科学省の「スクールソーシャルワーカー活用事業」（以下、活用事業）に始まるが、香川県は、2001 年度に単県事業として学校にスクールソーシャルワーカー（以下、SSWer）を配置している。現在、小中学校、高等学校合わせて 50 名近い SSWer が県内で活動している。

(2) 学校の現状

児童生徒（以下、生徒）が学校で見せる問題や課題（以下、問題等）は、小中学校と高等学校では若干の違いがみられるものの、概ね不登校、人間関係、学業、健康等に集約できる。ちなみに、演者は、2005 年度から高等学校で SSWer として勤務しているが、高等学校ではさらに進路やメンタルヘルス等が加わってくる。

演者が現在勤務している高等学校では、①特別支援教育的配慮が必要、②家庭問題（経済・不和・家族のメンタルヘルス）、③不登校傾向、④メンタルヘルス、⑤問題行動で支援を必要とする生徒が全体の 10%を占めている（2016 年、教育相談・支援部調べ）。

(3) SSWer の業務実態

学校における SSWer の業務は、生徒・保護者に対する支援や教師に対するコンサルテーション、ケース会議等が一般的である。支援内容としては、不登校や進路変更を含む修学支援、いじめ等、活用事業に示されているものが多く、ミクロレベルの SW が中心となっている。

2. 勤務校におけるメゾレベル実践

(1) 生徒を支えるための地域づくり

演者は、2014 年度より香川県北東部にある島の高等学校に勤務しており、不登校生徒の修学を支援することを目的に、教育相談・支援部担当の教師と一緒に家庭訪問や関係機関との連絡調整といった、地域をまき込んだメゾレベルの SW を中心に活動している。着任早々の 2014 年 5 月、教師、保健師と一緒に、関係機関のネットワークである「A 地域の子どもの健康と教育を支える連絡協議会」（以下、GOS-net ; グリーンオリーブ・サポートネット）を立ち上げ、3 年目を終えようとしている。ちなみに、GOS-net のメンバーは、教育委員会、学校（中・高等学校）、役場、保健所、社会福祉協議会、民生員会等である。

(2) 生徒の生活（健康と教育）を支える GOS-net の活動

当日口頭報告

(3) 学校における SSWer 導入の意義

GOS-net の活動は、高等学校が中心となって地域に働きかけたものである。高等学校がネットワークづくりの発信元となった理由は、高等学校は不登校生徒の背景に家庭問題がある場合には積極的な介入をはばかるため、地域の関係機関の協力を得て家族を支援することで、不登校生徒の環境改善を図り修学を促進するというものであった。

そこには、生徒を教育の対象としてだけではなく、学校で学び育つ一人の生活者としての視点が根底にあった。

学校における SW 実践は、単に生徒を学校に居つかせるものではなく、ライフステージに応じたなめらかな支援を継続して行うこと、保健、福祉、教育、医療といった総合的な視点に基づいた職域を超えた包括的な支援の基盤づくりにある。また、“学校のことは学校で”といった閉塞的なとらわれから、生徒にとって学校は社会資源の一つといったパラダイム転換のもと、健やかで豊かな生活を送る場として学校の開放化を推進する役割を担っている。

3. 児童福祉法改正に期待する

(1) 支援体制の強化に対する期待

生徒の抱える問題等は、学校で解決できるものもあればそうでないものもある。問題等を抱える生徒に対する学校の課題は、本人もしくは本人をとりまく環境の何かしらの原因によって、安心して学校生活を送ることができない生徒への働きかけである。これに関しては、学校にも限界があるため、おのずと地域の助けが必要となる。

2017 年 4 月の「児童福祉法」改正では、①市町村における支援拠点の整備、②市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化、③児童相談所の体制強化等があげられており、生徒や家族の支援強化につながるものとして期待するところである。

(2) 「児童福祉法」改正に伴う課題

改正「児童福祉法」が、2017 年 4 月から動き出すといっても楽観できるものではないと思っている。とりわけ、これまで関係機関とやり取りしてきた経験からいえば、これまで児童福祉法が改正されたにもかかわらず、地域や職員の考え方や動きに差がありすぎ、何度も憤慨したり落胆したりしたからである。この度の改正では、専門職の研修が積極的に取り入れられているが、現場に反映されることのないアライバイづくりの研修にならないことを願うものである。

参考文献

改正児童福祉法・児童虐待防止法のポイント（中央法規出版編集部／2016 年 11 月 25 日）